

02 防犯対策・消費者安全対策の推進	
02 防犯対策の推進 03 消費生活の安定と向上	
主管課名	総務部 総合防災安全課
主管課長名	池上 雅人 電話番号 042-481-7492
関係課名 (組織順)	文化生涯学習課, 協働推進課, 子ども政策課, 保育課, 児童青少年課, 福祉総務課, 緑と公園課, ごみ対策課, 街づくり事業課, 道路管理課, 学務課, 指導室, 社会教育課
目的	対象
	意図
施策の方向	市内にいるすべての人 安心して生活できる安全な環境をつくる 安全で安心な消費生活をおくることができる 市民一人一人が地域ぐるみで犯罪の発生を防止するための身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進, 地域ボランティアによる防犯活動の促進, 市民, 地域, 事業者, 警察, 行政の連携による防犯体制を維持することにより, 市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。 市民が, 自らの自覚と判断により巧妙化する消費者トラブルから身を守り, 安心して生活できるよう, 消費者に向けた啓発の充実を図るとともに, 消費者トラブルに巻き込まれた市民への適切な対応ができるよう消費生活相談員のスキルアップや相談体制の更なる充実を図ります。

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の振り返り — 取組実績（DO）

◆ 令和4年度における取組実績の振り返り

施策の成果向上に向けた主な取組実績 【前期基本計画（令和5年度～令和8年度）の基本的取組毎に記載】
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）
<p>(O2-1 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯意識の向上と防犯活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺などの犯罪発生状況や具体的な手口, 防犯対策などの生活安全情報を市報, 市ホームページ, 調布エフエムなどを活用して定期的に発信するとともに, 市内での犯罪発生時には防災・安全情報メールを活用し随時の注意喚起を実施し, 犯罪抑止及び犯罪意識の向上に取り組んだ。 ・警察署との積極的な情報共有を行ったうえで安全・安心パトロールを実施し, 効果的・効率的なパトロールを実施した。 ・子どもたちの防犯意識の向上を目的とした小・中学校（全28校）におけるセーフティ教室の実施を通じ, 防犯教育を推進した。 ・子どもの危険予測能力の向上を図るため, 危険な場所や行動を予測して身の守り方を学習するツールを貸出（令和4年度2箇所：児童館及び学童クラブ）することで, 子ども防犯意識向上に努めた。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所等2577箇所（令和5年3月末時点）が「こどもの家」として登録しており, 子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり, 犯罪行為に巻き込まれそうになったりした際の緊急避難場所の確保に努めた。 ・小学生の下校時に防災行政無線で流す「子どもの見守り放送」を実際に市立学校に通う小学生の声に変更し, 地域への協力依頼をより強化した。 <p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯力の向上に向けた地域における防犯活動を支援（地域の防犯ボランティア団体や「わんわんパトロール」への防犯用品の貸与, ボランティア保険の加入補助等） ・地域団体との合同パトロールを実施（13団体） ・地域の防犯パトロール団体に対し, パトロール用品の貸与支援や青色回転灯を装着した車両による青色防犯パトロール実施者への活動支援を実施 ・防犯パトロール団体との合同パトロールや警察署と連携した青色防犯パトロール講習会の実施など, 活動の充実, 技術面の支援を実施 <p>(O2-2 犯罪抑止対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯を装着した専用車両による子ども安全・安心パトロール（午後1時00分～午後8時30分）及び夜間安全・安心パトロール（午後5時30分～翌日午前0時00分）を実施するとともに, 市民からの要請に応じて柔軟にパトロール場所を設定し, 犯罪抑止に努めた。 ・特殊詐欺被害防止対策として, 自動通話録音機698台の貸出しを実施した（前年度比で201台減, 累計貸出数約3815台）。 ・特殊詐欺対策事業として, 無人ATM周辺に啓発員を配置し, 特殊詐欺被害防止及び携帯電話で電話しながらATMを利用しようとする高齢者へ注意喚起を呼び掛け, 特殊詐欺対策に寄与した。 ・市内における防犯機能の向上を図るため, 京王線駅周辺や通学路, 公園等に防犯カメラを設置した（令和4年度の新規設置台数：京王線駅周辺4台, 通学路等15台, 公園10台）。関係する3課と連絡会を実施し, 情報共有を行った。

- ・子どもの犯罪被害抑止対策として、防犯ブザーを小学校1年生に配布した。
- ・警察署からの情報をもとに、随時、防災・安全情報メールにより不審者の出没状況などを発信し、注意喚起を実施した。

①横断的連携による施策の推進

- ・地域団体が設置した街頭防犯カメラを対象に防犯設備整備補助金（令和4年度：2団体2台）及び防犯設備運用経費補助金（令和4年度：8団体）を交付
- ・商店街・町会・自治会等が行う防犯設備整備事業に対して整備費用の一部を補助
- ・警視庁、調布警察署、調布地区防犯協会と連携した各種防犯キャンペーンや防犯イベント等への協力・支援
- ・生活安全対策協議会において、警察署、消防署、防犯協会、消防団、教育委員会及び学校との会議にて、防犯対策等の情報共有を実施。
- ・防犯協会と調布警察署と連携し、防犯ステッカーを作成。

■連携テーマ3「2019・2020年を契機としたレガシーの創出」

- ・安全安心なまちづくりの推進のため、市内防犯機能の向上を目指し、京王線の駅やその周辺に街頭防犯カメラを設置（令和4年度は布田駅及び国領駅に計4台を設置。京王線駅周辺への累計設置台数は、令和5年3月末で23台）

(02-3 消費者啓発・消費者相談の充実)

- ・日常生活におけるエンシカルな暮らしの提案や安全・安心な食品表示の見方のほか、相続や葬儀のトラブルなど、消費生活における様々な分野について、東京都や調布市消費者団体連合会との連携の下、若年層から高齢世代まで幅広い年代を対象とした消費者講座を7回開催することができた。
- ・地域包括支援センターや相互友好協力協定を締結する大学等からの依頼により、出前講座を14回実施するとともに、令和4年4月の民法改正に伴う成年年齢の引き下げを踏まえ、若年層への消費者教育を推進するため、市立小・中学校への出前授業に取り組んだ。併せて、市内都立及び私立高校6校の2年生に向け、若者の消費者トラブル事例を掲載した啓発資料を配付するとともに、定例校長会を通して出前講座の案内を行った。
- ・消費者トラブルの未然防止に向けて、市ホームページや市報へ定期掲載している消費生活相談員によるコラム「生活ひとくちメモ」による継続的な啓発に加え、市公式ツイッターやTV広報ちょうふ、調布FMを活用し、定期的・継続的な消費者啓発に取り組んだ。
- ・調布市消費生活センター条則に基づき、消費生活相談を実施し、消費生活の安定と向上に取り組む中、令和4年度の相談件数は1490件となり、前年度対比では微減に転じた。
- ・全相談件数のうち、消費生活相談員のアドバイスにより、消費者が自ら解決に取り組む「自主交渉」による件数は、1216件となり、その割合である自主交渉率は、81.6%で、前年度より2.0ポイントの増となった。

①横断的連携による施策の推進

- ・消費者トラブルの未然防止に向けて、組織横断的に関係部署と連携しながら、青少年ステーションCAPSや地域包括支援センターのほか、青色パトロールなどを通じて情報提供や注意喚起を行った。
 - ・消費生活において、特に配慮を要する高齢者へのサポート体制の確保を目的とし、消費者安全法に基づき、令和2年12月に設置した「消費者安全確保地域協議会」を開催し、構成団体に向けた啓発に取り組んだ。
 - ・民法改正により、令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことに伴い、若年層への消費者教育をより一層推進していく必要があることから、協定締結大学と連携し、入学式に合わせた出前講座を実施したほか、消費者教育推進法に基づき、市教育委員会と連携の下、市立小・中学校への出前授業に取り組んだ。
 - ・社会情勢の変化に伴い、相談内容についても多様化・複雑化していることから、消費生活相談員のスキルアップに向けて、国民生活センターや東京都はもとより、関係機関との情報共有や継続的に研修を受講した。
- #### ②調布のまちの魅力発信
- ・市立小・中学校における出前授業や地域文化祭において、消費者庁から委嘱された消費者教育推進大使である調布市消費啓発キャラクター「チー坊」による調布市消費生活センターのPR及び消費者トラブルの未然防止に向けた啓発活動を行った。
 - ・市報に定期的、継続的に掲載している「生活ひとくちメモ」のポイントを分かりやすくまとめ、消費啓発キャラクター「チー坊」によるマンガ「生活ひとくちメモ2022」を作成し、市立中学校全3年生に配付した。
 - ・消費生活相談員は、条例に基づき、相談業務や消費者啓発、消費者教育に関する事務を所掌しており、時事的な相談事例等を踏まえ、傾向分析に応じた適切な啓発事業を企画運営している。

◆（参考）令和元年度～令和3年度における施策の成果向上に向けた主な取組実績

- ・自動通話録音機の貸出しや防災・安全情報メールを活用した注意喚起、青色回転灯装着専用車両による安全・安心パトロール、調布警察署や調布地区防犯協会と連携した各種の防犯キャンペーン・防犯イベント、出前講座、高齢者が集まる場での啓発活動など、様々な取組を行った結果、市内刑法犯認知件数（暦年）が令和元年の1509件から令和3年は984件に減少した。
- ・コロナ禍にあっても、オンラインの活用など、創意工夫を講じながら各種消費者講座・出前講座を実施するとともに、様々な媒体を活用した消費者トラブルの未然防止に向けた情報共有に取り組み、消費生活に関する定期的、継続的な啓発に取り組むことができた。
- ・消費者相談における自主交渉率は、79.6%となり、引き続き増加傾向で推移し、消費生活相談員のアドバイスにより、消費者自らが解決につなげる力を高めることができた。

施策における2つのアクション (①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信) の視点に基づく主な取組実績	
①横断的連携による施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に伴い、相談内容についても多様化・複雑化していることから、消費生活相談員のスキルアップに向けて、国民生活センターや東京都はもとより、関係機関との情報共有や継続的に研修を受講した。 ・安全・安心なまちづくりの推進のため、市内防犯機能の向上を目指し、京王線の駅やその周辺に街頭防犯カメラを設置（令和4年3月末現在累計設置数：京王線駅周辺19台、通学路等160台、公園9台、商工会・地域団体83台）し、犯罪抑止に努めた。 ・生活安全対策協議会において、警察署、消防署、防犯協会、消防団、教育委員会及び学校との会議にて、防犯対策等の情報共有を図った。
②調布のまちの魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員は、条例に基づき、相談業務や消費者啓発、消費者教育に関する事務を所掌しており、時事的な相談事例等を踏まえ、傾向分析に応じた適切な啓発事業を企画運営している。 ・学校における出前授業や地域文化祭において、消費者庁から委嘱された消費者教育推進大使である調布市消費啓発キャラクター「チー坊」による調布市消費生活センターのPR及び消費者トラブルの未然防止に向けた啓発活動を行っている。

◆まちづくり指標の現状把握

まちづくり指標	単位	実績値				目標値	指標の推移*
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
1 治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	%	81.9	83.7	83.2	82.5	90.0	▼
2 市内刑法犯認知件数（暦年）	件	1,509	1,105	984	1,036	1,450	◎
3 消費者啓発事業への参加者数	人	5,374	126	860	1,787	5,500	○
4 消費者相談に占める自主交渉率	%	80.4	82.0	79.6	81.6	80.0	◎

※令和4年度における指標の推移は、以下の区分により記号を記入

◎：目標値を達成 ○：目標値を未達成（前年度より向上した） ▼：目標値を未達成（前年度より低下した） ⇒：目標値を未達成（前年度と同じ）
 -：数値未把握（調査未実施など）

◆指標でみる後期基本計画期間内（令和元年度～令和4年度）の達成状況

各指標の達成状況及び説明	
No.	指標名
説明（目標達成・未達成の要因、課題、今後の取組の方向等）	
1	治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の結果については、増減はあったものの横ばいに推移していることから、引き続き、安全・安心パトロールの実施や地域の見守り活動を支援していくことで、安心して暮らせるまちづくりを推進していく。
2	市内刑法犯認知件数（暦年） <ul style="list-style-type: none"> ・自動通話録音機の貸出しや防災・安全情報メールを活用した注意喚起、青色回転灯装着専用車両による安全・安心パトロールやわんわんパトロールの実施により、市内刑法犯認知件数の減少につなげることができた。 ・各種犯罪を未然に防止するため、自治会・商店街等による街頭防犯カメラ等の防犯設備の設置支援を継続するとともに、市が設置管理する街頭防犯カメラを有効活用することで、犯罪の抑止効果を高めることができた。
3	消費者啓発事業への参加者数 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都や関係団体等との連携による定期的、継続的な消費者講座の開催や出前講座の実施のほか、出前授業の開催や市の関連イベントへの参加など、各種啓発事業に取り組む中、計画期間における消費者啓発事業への参加者の累計が8147人となり、目標達成に向けて増加傾向で推移している。 （令和元年度以前は環境フェアの参加者をカウントしていたが、令和2年度以降は消費者講座及び出前講座参加者をカウントすることとしている）
4	消費者相談に占める自主交渉率 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談における自主交渉率が、4年間平均で80.9%と目標値を上回り、消費生活相談員のアドバイスにより、消費者自らが解決につなげる力を高めることができた。

※後期基本計画期間（令和元年度～令和4年度）における指標の達成状況は、以下の区分により記号を記入

A：目標を達成 B：目標を概ね達成 C：目標達成にはやや至らなかった D：目標達成には至らなかった

《参考》前期基本計画（令和5年度～令和8年度）における「まちづくり指標」

まちづくり指標	まちづくり指標の考え方	単位	基準値	目標値
特殊詐欺被害防止のため何らかの対策をしている市民の割合	市民が日頃からどのような防犯対策や特殊詐欺被害防止を行っているかを把握し、有効な諸対策につなげることを目標とした。	%	81.9 令和4年度	90.0 令和8(2026)年度
市内刑法犯認知件数(暦年)	過去5年間の市内刑法犯認知件数の推移を勘案し、市民がより安心して生活できる環境づくりを目指す目標とした。	件	984 令和3年度	750 令和8(2026)年度
消費者啓発事業への参加者数	現状の各種消費者啓発事業への参加者数を増加させ、市民が安全で安心した消費生活をおくれることを目標とした。	人	860 令和3年度	950 令和8(2026)年度
消費者相談における自主交渉率	多様な主体と連携した相談体制の充実により、相談トラブルに巻き込まれた市民への的確な対応を図り、特殊詐欺等を除く自主交渉率を80パーセントにすることを目標とした。	%	79.6 令和3年度	80.0 令和8(2026)年度

2 令和4年度の振り返り及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の取組状況 — 評価（CHECK）

◆ 施策の成果向上に向けて、令和4年度及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）に実施した取組に対する評価

総合評価 (令和4年度)	A	<p>S:「実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した取組成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」 C:「実施した取組においてあまり成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総合評価理由	<p>令和4年度における施策の成果についての総括（総合評価の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の結果については、昨年度からの増加はあったものの横ばいに推移していることから、引き続き、安全・安心パトロールの実施や地域の見守り活動を支援していくことで、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めた。 ・自動通話録音機の貸出しや防災・安全情報メールを活用した注意喚起、青色回転灯装着専用車両による安全・安心パトロールを実施したことにより、認知数減につなげることができたと考えられる。 ・特殊詐欺対策事業として、無人ATM周辺に啓発員を配置し、特殊詐欺被害防止及び携帯電話で電話しながらATMを利用しようとする高齢者へ注意喚起を呼び掛け、特殊詐欺対策に寄与した。 ・民法改正により、令和4年4月から成年年齢が引き下げられることに伴い、若年層への消費者教育をより一層推進していく必要があることから、協定締結大学の入学式に合わせた出前講座（新入生合同研修での出前講座652人参加）を実施したほか、消費者教育推進法に基づき、市立小・中学校への出前授業に取り組んだ。また、市内の高校を対象に若者の消費者トラブル事例を掲載した啓発用資料を配布するとともに、教職員を対象とした出前講座の案内を行った。また、市公式ツイッターのSNSやTV広報ちょうふなど、若者へ情報が届きやすいSNS等の媒体を活用した情報発信に取り組み、市報や市ホームページにおいても、関連する内容を特集したコンテンツを掲載しながら、広く消費者トラブルの未然防止に向けて情報発信に取り組んだ。 ・コロナ禍においてもデジタル技術を活用したオンラインによる開催など、創意工夫を講じながら、親子消費者講座（29人参加）など、幅広い年代に向けた各種消費者講座を継続的に開催するとともに、調布FMやJ:COMへ出演し、広く消費者への啓発に取り組んだ。 ・消費者相談における自主交渉率は、前年度から2.0ポイントの増となる81.6%となり、引き続き増加傾向で推移し、消費生活相談員のアドバイスにより、消費者自らが解決につなげることができる力を高めることができた。 	
総括評価 (令和元年度から令和4年度)	A	<p>S:「計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」 A:「計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。」 B:「計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」 C:「計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。」 D:「計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総括評価理由	<p>後期基本計画（令和元年度～令和4年度）における施策の成果についての総括（総括評価の理由）／今後に向けた課題・懸案事項</p> <p>（総括）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・安全情報メールを活用した特殊詐欺等の注意喚起、青色回転灯装着専用車両による安全・安心パトロールを実施したことで、様々な手段で防犯の周知啓発を行うことができた。 ・市内における防犯機能の向上を図るため、京王線駅周辺地区における街頭防犯カメラの設置に加え、通学路等や公園等への設置を推進するとともに、商店会や地域団体が設置した街頭防犯カメラの設置及び維持管理に係る経費に対する補助金を交付した。 （令和5年3月末現在累計設置数：京王線駅周辺23台、通学路等175台、公園19台、商工会・地域団体144台） ・特殊詐欺被害防止に向け、自動通話録音機の貸出や出前講座での周知啓発などの対策を進めた。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯装着専用車両による安全・安心パトロールを実施し、防犯力を高めることができた。 ・防犯ボランティア団体等への防犯グッズ貸し出しを通じて地域の見守り活動の充実を図ることができた。 ・コロナ禍においてもデジタル技術を活用したオンラインによる開催など、創意工夫を講じながら、継続的に消費者講座や出前授業を開催するなど、幅広い世代に向けた啓発事業に取り組んだ。 ・市報の連携コラムや市ホームページのほか、市公式 SNS や TV 広報ちょうふに加え、調布 FM や J:COM を活用し、幅広い年代へ届きやすい各種広報媒体を活用しながら、広く情報発信に努め、消費者トラブルの未然防止に取り組んだ。 ・民法改正に伴う成年年齢の引き下げを踏まえ、消費者教育推進法に基づき、市内教育機関と連携しながら若年層へ向けた適正な消費者教育を推進した。 ・見守りネットワークと連携し、消費者安全確保地域協議会を通じた高齢者への消費者トラブルの未然防止と被害拡大防止に向けた啓発に取り組んだ。 ・消費者相談における自主交渉率が、4年間平均で80.9%となり、施策の目標値を達成するなど、消費生活センターにおける相談員のアドバイスにより、消費者自らが解決につなげることができる力を高めることにつながっている。 <p>(課題・懸案事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な手段で防犯にかかる周知啓発を行っているが、特殊詐欺については犯罪手口が巧妙化し、令和4年度においては犯罪認知件数が増加したことから、引き続き、対策を講じていく必要がある。 ・防犯カメラについては、現在3課(緑と公園課・学務課・総合防災安全課)で公共スペースに設置、維持管理を行っていることから、各課の連携強化とともに、情報提供等のコーディネート役を総合防災安全課にて行っていく。 ・自動通話録音機の貸出促進や市報などによる被害防止啓発情報の発信、関係各所と連携した啓発活動の実施と併せて、特殊詐欺被害防止の対策を講じていない世帯の把握に努め、地域の防犯力を高めていく。 ・安全・安心パトロールを引き続き実施するとともに、地域住民の自主的な防犯パトロールや「わんわんパトロール」等の事業周知及び支援を行うことで、自主防犯力を高めていく。 ・若年層から高齢世代まで幅広い年代に向けた消費生活に関する継続的、効果的な啓発事業を推進していく。 ・継続的な消費生活相談員のスキルアップと消費生活センターの普及に向けた効果的な広報を行う。

3 中長期的な施策の方向(2030年代を見据えた方向) — (ACTION)

◆施策を取り巻く状況(国、東京都・近隣自治体の動向など)を踏まえた取組の方向

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①刑法犯の認知件数は、ピーク時の平成14年(約285万件)以降、翌平成15年から減少傾向にあり、令和4年は約60万件となっている。特殊詐欺の認知件数は、令和4年は1万7520件、被害額約361億円であり、深刻な情勢が続いている。</p> <p>②平成24年12月に「消費者教育推進法」が施行され、消費者市民社会の構築へ向けて、地方公共団体に消費者の自立を支援するための教育が義務付けられた。</p> <p>③「消費者安全法」の改正(平成28年4月1日施行)により、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、「消費者安全確保地域協議会」の設置が位置付けられた。</p> <p>④「民法」一部改正(令和4年4月施行)成年年齢引き下げ</p> <p>⑤「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン(令和4年6月)」消費者庁・国民生活センター</p>	<p>①警察署や関係各所と連携した防犯キャンペーン等を市内の犯罪等の傾向に応じて適宜実施する。</p> <p>②④教育委員会その他の関係機関との緊密な連携の下、社会的、経済的状况に応じ、幅広い年代へ向けた消費者教育の推進が求められる。</p> <p>③「調布市消費生活センター条例」を制定(平成28年4月1日施行)し、同センターを設置</p> <p>③「調布市消費者安全確保地域協議会」の設置(令和2年12月1日)</p> <p>⑤国や東京都の動向を注視し、DX 推進に向けた検討・準備が求められる。</p> <p>⑥地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに、ボランティア等の登録者の拡充を図ることが必要となる。</p> <p>⑦犯罪発生情報や防災対策情報の取得方法についての周知を行う。</p> <p>⑧消費者が安心して暮らせる社会を築くために、多様な主体と連携し、消費者被害や身近な事故を未然に防止するために注意するポイントを分かりやすく紹介するほか、若者に向けた啓発事業や、エシカル消費に関する啓発に加え、クーリング・オフ制度の周知、消費生活センター等の相談窓口の更なる普及に向けた広報など、生活に役立つ情報が継続的、効果的に共有されるよう、消費生活に関する環境整備が求められる。また、サステナブルなライフスタイルに向けた普及・啓発に努め、エシカル消費を推進することが求められる。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>⑥安全・安心まちづくりの推進として以下の取組を重点的に実施「子どもの安全対策」「防犯ボランティアの活動支援」「地域における見守り活動支援」</p> <p>⑦各地域で発生した「犯罪情報」や、犯罪を防ぐために必要な「防犯情報」等をメールで知らせる「メールけいしちょう」が平成28年から携帯アプリ(Digi Police)でも利用可能となっている。</p> <p>⑧「東京都消費者生活基本計画」策定(令和5年度から令和9年度までの5年間)東京都消費生活条例第43条に基づく基本計画及び消費者教育推進法第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画を一体的に策定</p>	
その他		

◆前期基本計画期間（令和5年度～令和8年度）における中長期的な取組の方向

<ul style="list-style-type: none">・地域ぐるみでの犯罪の未然防止活動の展開・市民一人ひとりの防犯意識の向上や自主防犯活動の促進・特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策の推進・市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりの推進・防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備・教育機関との連携による防犯教育の推進や青少年・若者への消費者教育の充実・消費者トラブルの早期発見と解決に向けた継続的、効果的な普及・啓発の取組・多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止に向けた取組と被害拡大防止の取組・若者から高齢者まで幅広い世代に向けた消費者教育の推進	
施策の推進，成果向上の視点を踏まえた具体的な取組	
デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none">・市民の防災意識向上につなげるため、防災・安全情報メールによる即時性のある犯罪発生情報や防災対策情報を発信します。・AI技術の活用による、更なる防犯対策の推進に向けた取組を検討します。・社会のデジタル化の一層の進展を見据え、市民の利便性向上に資するデジタル技術は、悪質・巧妙化するデジタル広告や取引にも悪用されており、最新技術に関する専門知識を学びながら、消費生活センターの対応力を強化していく。・全国の消費生活センターと中央省庁等を接続して、独立行政法人国民生活センターが運用するPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）のシステム改修や基本方針の改定に向けた動向を注視し、適切なシステム運用に取り組む。
共創のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・市内の犯罪等の傾向を踏まえ、警察署や関係各所と連携した各種防犯キャンペーン等を実施します。・犯罪が発生しにくいまちへの環境づくりに向け、市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりを推進します。・振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて、調布警察署及び関係機関と連携した広報啓発活動や自動通話録音機の貸出し等を実施します。・特殊詐欺対策事業として、無人ATM周辺に啓発員を配置し、特殊詐欺被害防止及び携帯電話で電話しながらATMを利用しようとする高齢者へ注意喚起を行い、特殊詐欺対策を強化します。・多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止・被害の拡大防止に努めます。・国や東京都、調布市消費者団連合会、消費者安全確保地域協議会に加え、市教育委員会や相互友好協力協定を締結する大学など、多様な主体との連携の下、消費者トラブルの未然防止に向けた啓発事業、消費者教育を推進するとともに、被害の拡大防止に向けて適切な対応に取り組む。
脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none">・安全・安心パトロールで使用する自動車の環境配慮型車両の使用を促進します。・誰もが日常的に行う「消費行動」において、サステナブルなライフスタイルに向けた普及・啓発に努めながらエシカル消費を推進する。
フェーズフリー	<ul style="list-style-type: none">・防犯対策グッズや青色防犯パトロール車両等について、フェーズフリーの視点を踏まえ、災害時の有効活用を図ります。・幅広い内容で開催する消費者講座で、普段の消費生活を高める行動様式が、ひいてはフェーズフリーにつながるという学びの場となるよう開催する。・関係団体である消費者団体連合会と連携し、フェーズフリーの体験学習に取り組む。 （上記の講座・学習で具体的に想定する啓発内容）<ul style="list-style-type: none">○自家用車をPHV車両にすることで、災害時の電力として活用できること○日本の食文化である干物や漬物は、災害時に保存食として活用できること○災害時の一時避難所への同行避難にペットゲージを活用できること

施策02「犯罪対策・消費者安全対策の推進」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	8	重点P	—			
	事務事業	地域での防犯活動の支援				総合戦略	●
後期※	計画コード	8	重点P	—			
	事務事業	地域での防犯パトロールの支援				総合戦略	●
所管部署 総務部 総合防災安全課 生活安全係							
事業概要 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、啓発用品の配付などを通じた啓発活動により、安全・安心なまちづくりを推進する。 自治会などの防犯ボランティア団体や、ながら見守り活動に参加する個人等を対象に、防犯パトロール支援用品の貸与や活動中の事故等を補償するボランティア保険加入により地域での自主防犯パトロールを支援する。自家用車を活用した青色自主防犯パトロール団体に対し、車両燃料費の一部を補助する。 地域団体、行政、警察機関と合同パトロールを実施し、地域防犯力の強化を図る。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容 (事業費ベース)	計画目標	令和4年度		
		(計画)	(当初予算)	(決算・実績)
○地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯パトロールの促進	○防犯パトロール用消耗品などの貸与	○防犯パトロール用消耗品などの貸与	○防犯パトロール用消耗品などの貸与	○防犯パトロール用消耗品などの貸与（541個）
	○防犯意識啓発用品の配布	○防犯意識啓発用品の配布	○防犯意識啓発用品の配布	○防犯意識啓発用品の配布（約750個）
	○地域団体による青色防犯パトロールの支援	○地域団体による青色防犯パトロールの支援	○地域団体による青色防犯パトロールの支援	○地域団体による青色防犯パトロールの支援（5団体）
	○防犯ボランティア保険の加入	○防犯ボランティア保険の加入	○防犯ボランティア保険の加入	○防犯ボランティア保険の加入（616人）
事業費（千円）		2,680	2,652	2,400
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	○
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	自治会及び防犯ボランティア団体等の要請に応じて、パトロールベストや腕章などの防犯パトロール支援用品を貸与するとともに、年末年始において13団体と合同パトロールを実施し防犯意識の向上を図った。 出前講座等の機会を活用して、延べ258人に対して、防犯意識の啓発を行った。 自家用車による青色自主防犯パトロール活動に対する、活動費（燃料費）の一部補助を継続して実施した。 ペットとの散歩の時間を活用した防犯ボランティア活動「わんわんパトロール」について、様々な媒体を用いて広報を行ったほか、市民がペットと集うイベントの参加や、庁内関係部署及び獣医師会の協力もあり、令和4年度の会員数は632人（前年度比129人増）となり、地域の見守り活動の拡大を図ることができた。
----	--

【ACTION】

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input checked="" type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--

今後の取組の方向	地域の防犯力の強化に向け、今後もハード面、ソフト面の双方におけるバランスの取れた支援策を検討していく必要がある。 地域の防犯力の充実・強化に向け、行政、警察機関との合同パトロールなどにより、地域活動の活性化に努めるとともに、活動意欲を更に高める取組を継続して実施する。 車両を使用した青色防犯パトロールについて、新たな参加者を募るための広報活動を継続して実施していく。 防犯パトロール支援用品を貸与している団体へのアンケート調査などを実施することで、活動実態を把握し、より効果的な支援につなげていく必要がある。また、アンケート調査の結果等を踏まえ、防犯支援用品の見直しを図る。 地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに、ボランティア等の登録者の拡充を図る。
----------	---

施策02「犯罪対策・消費者安全対策の推進」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	9	重点P	①	安全・安心に暮らせるまち	総合戦略	●
	事務事業	犯罪抑止対策の推進				総合戦略	●
後期※	計画コード	9	重点P	①	防災・防犯の面で安全・安心に暮らせるまち	総合戦略	●
	事務事業	犯罪抑止対策の推進				総合戦略	●
所管部署 総務部 総合防災安全課 生活安全係							
事業概要 子どもの放課後活動時間帯における「声かけ」「つきまとい」などの、未然防止、市内における犯罪・事故の発生や危険個所などの早期発見・通報により、犯罪の発生や事案の重大化の防止を目的とし、小・中学校通学路及び児童館等を基本に地域全体を青色防犯パトロール車両により巡回する、子ども安全・安心パトロールを実施する。 駅周辺など不特定多数の人が往来する公共空間における防犯機能の向上を目的として、街頭防犯カメラを設置する。 自治会や老人クラブ等を対象に、調布市社会福祉協議会等と連携し、日常生活における防犯対策、特殊詐欺被害防止対策に関する防犯講話を実施する。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○安全・安心パトロールによる犯罪の抑止	○子ども安全・安心パトロール実施 ○夜間安全・安心パトロール実施 ○街頭防犯カメラの設置（4台） ○特殊詐欺被害防止対策の実施 ・警察等の関係団体と連携した取組	○子ども安全・安心パトロール実施 ○夜間安全・安心パトロール実施 ○街頭防犯カメラの設置（4台） ○特殊詐欺被害防止対策の実施（自動通話録音機貸出数900台） ・警察等の関係団体と連携した取組	○子ども安全・安心パトロール実施 ○夜間安全・安心パトロール実施 ○街頭防犯カメラの設置（4台） ○特殊詐欺被害防止対策の実施（自動通話録音機貸出数698台） ・警察等の関係団体と連携した取組	
事業費（千円）		56,789	55,121	50,338
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 計画遅れ <input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	○
-----------	--	------	---

説明	地域による自主的な防犯パトロールとの連携及び市民からのパトロール要請があった地区について、状況確認後、パトロールの重点地域を定めながら、子ども安全・安心パトロールを246日、夜間安全・安心パトロールを365日実施し、犯罪の抑止に努めた。また、パトロール中に特殊詐欺や新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起の音声広報を行った。 令和4年の犯罪認知件数（1036件）は昨年度から52件増加しているため、警察・委託事業者と連携したパトロールの強化、市民の意識啓発の促進が必要である。 効果的かつ効率的なパトロール業務の遂行に向け、調布警察署、委託業者、市による三者連絡会議を定期的に開催し、情報共有を図った。 布田駅・国領駅周辺地区に街頭防犯カメラを設置（全4台）し、街頭犯罪の抑止に努めた。 市内の高齢者世帯に対して特殊詐欺撃退自動通話録音機の無料貸出しを実施した（698台）。
----	---

【ACTION】

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
今後の取組の方向	調布警察署と情報共有を図り、委託業者を含めた三者連絡会議において効果的なパトロール地域の選定や市民からのパトロール要請等を踏まえて、重点警戒を実施するほか、年末等において、地域パトロール団体との合同パトロールを実施するなど、地域の自主防犯パトロールとの連携を図る中で、より効果的かつ効果的なパトロールを実施し、更なる犯罪抑止を図っていく。 調布警察署の意見も踏まえながら効果的な街頭防犯カメラの設置を進めていく。 自動通話録音機の更なる普及を目指し、あらゆる機会を通じて無料貸出し事業を広報し、貸出件数の増加を図り特殊詐欺被害防止に努める。 警察署や関係機関と連携した防犯キャンペーン等を市内の犯罪等の傾向に応じて実施するなど市民の防犯意識啓発事業を継続して取り組む。

施策02「犯罪対策・消費者安全対策の推進」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	10	重点P	—		
	事務事業	消費啓発・相談事業			総合戦略	●
後期※	計画コード	10	重点P	—		
	事務事業	消費者啓発事業			総合戦略	●
所管部署 生活文化スポーツ部 文化生涯学習課 消費生活係						
<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体等を通して広く、消費生活センターの周知事業を図る。消費者被害の状況に応じて、速やかに市民に情報提供と注意喚起を行い、若者から高齢者まで幅広い年代へ向けた消費者トラブルの防止につなげる。 ・消費者教育推進法に基づき、各種消費者講座の開催をはじめ、地域における会合等を活用し、出前講座を開催する。成年年齢の引き下げに伴い、市内大学での若年層の消費者トラブルの防止に向けた講演の実施や市内小学校及び中学校での出前講座授業を推進し、若年層への消費者教育の充実を図る。 ・市民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するとともに、安心な消費生活を営むことのできる社会の実現に寄与する。 ・市民へ消費者トラブルに関する情報提供を行うとともに、市民が実際に消費者トラブルに巻き込まれた際には、消費生活相談員が内容を的確に把握し、問題解決に向けた助言を行う。 ・弁護士による専門性の高い法律相談に対応する。 						

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

[PLAN▶DO▶CHECK]				
活動内容 (事業費ベース)	計画目標	令和4年度		
		(計画)	(当初予算)	(決算・実績)
	<ul style="list-style-type: none"> ○各年代、特に若年層に対応する消費者教育の推進及び教材の提供 ○社会状況、消費者の動向及びニーズを把握し、イベントをはじめ、各種講座の内容や手法を精査し、啓発に有効な事業を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者啓発のため市のイベント等へ参加 ○消費生活相談員による啓発活動（出前講座・出前授業） ○各種啓発資料の作成及び配布と消費生活センターのPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者啓発のため市のイベント等へ参加 ○消費生活相談員による啓発活動（出前講座・出前授業） ○各種啓発資料の作成及び配布と消費生活センターのPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者啓発のため市のイベント等へ参加 ○消費生活相談員による啓発活動（出前講座・出前授業） ○各種啓発資料の作成及び配布と消費生活センターのPR
事業費 (千円)		2,227	1,343	1,426
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0
令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 計画遅れ <input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価		○
説明	消費者教育推進法に基づく市内大学と連携した取組として、電気通信大学の新入生オンライン説明会において、成年年齢引き下げの注意喚起も含めた若者向け消費者トラブル防止の講演(出前講座)を行い、652人の参加があった。さらに、同大学へ配架用チラシ、小冊子「生活ひとくちメモ2022」及び若者向けパンフレットを各50部配架依頼した。その他の出前講座は13回実施し、967人が参加した。また、消費者講座をオンライン併用開催も含め7回実施し168人が参加した。成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブルの未然防止に向けた啓発として、市立中学校3年生を対象に「生活ひとくちメモ」を1605冊配布し、市内高校6校の2年生を対象に啓発チラシを1346枚配布した。「食品ロス」削減のための取組として、市内事業者と調布市消費者団体連合会及び調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会と連携して、フードドライブを3回実施し、集まった食品を市内の福祉施設等へ提供した。また、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定に基づく取組として、市で食品ロス削減へ向けた「てまえどりポップ」を作成し、「食品ロス削減月間」とあわせた啓発活動を行った。			
[ACTION]				
今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善			
今後の取組の方向	被害の未然防止及びトラブル回避には、悪質商法の手口を事前に知っておくことが有効であるため、消費者啓発を繰り返し行うことが効果的である。今後も市内大学・自治会・地域包括支援センター等、各地域や団体を対象に出前講座を実施するとともに、消費者教育に関するパンフレットを作成し、消費者啓発に活用していく。また、東京都等の他団体との定期的な会合の場を活用した情報共有により、消費者に対する意識啓発の取組につなげる。 さらに、高齢者の消費者トラブルが依然として高い割合を占めていることから、専門性を有する福祉関連部署等と連携を図り、高齢者と接する機会等を活用しながら、高齢者の見守りの視点を踏まえたトラブルの未然防止に努める。 食品ロスの削減の推進に関する法律の内容を踏まえ、関連部署と連携し啓発活動の強化を図る。 出前講座等の啓発事業におけるオンライン活用など、必要な情報発信・情報提供が継続的に実施できるよう、工夫していく必要がある。			

施策02「犯罪対策・消費者安全対策の推進」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	10	重点P	—		
	事務事業	消費啓発・相談事業			総合戦略	●
後期※	計画コード	11	重点P	—		
	事務事業	消費者相談事業			総合戦略	●
所管部署 生活文化スポーツ部 文化生涯学習課 消費生活係						
事業概要 ・様々な広報媒体等を通して広く、消費生活センターの周知事業を図る。消費者被害の状況に応じて、速やかに市民に情報提供と注意喚起を行い、若者から高齢者まで幅広い年代へ向けた消費者トラブルの防止につなげる。 消費者教育推進法に基づき、各種消費者講座の開催をはじめ、地域における会合等を活用し、出前講座を開催する。 成年年齢の引き下げに伴い、市内大学での若年層の消費者トラブルの防止に向けた講演の実施や市内小学校及び中学校での出前講座授業を推進し、若年層への消費者教育の充実を図る。 ・市民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するとともに、安心な消費生活を営むことのできる社会の実現に寄与する。市民へ消費者トラブルに関する情報提供を行うとともに、市民が実際に消費者トラブルに巻き込まれた際には、消費生活相談員が内容を的確に把握し、問題解決に向けた助言を行う。 弁護士による専門性の高い法律相談に対応する。						

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○消費生活相談員の配置を継続するとともに、弁護士を法律顧問として、相談窓口の充実 ○全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、迅速にトラブルの内容や問題のある商品情報を市民へ発信	○消費生活相談の実施 ○消費者トラブルに関する情報提供	○消費生活相談の実施 ○消費者トラブルに関する情報提供	○消費生活相談の実施 ○消費者トラブルに関する情報提供	○消費生活相談の実施 ○消費者トラブルに関する情報提供
	債務負担行為等による用地取得費	0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	調布市消費生活センター条例に基づき、消費生活センターの役割等を明確にしながら、市民にとって利用しやすい消費生活相談事業の実施に努めた。 消費生活相談では、悪質化、巧妙化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員のスキル向上を図るとともに、弁護士の活用を通じて法的判断を必要とする専門性の高い消費者トラブルの解決を図った。 消費生活相談の件数は1490件となり、前年度から15件増加した。 自主交渉率は81.6%となり、前年度から2.0ポイント増加しており、相談員の助言による自主交渉が増加した。
----	---

【ACTION】

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	---

今後の取組の方向	消費者トラブルが悪質化、巧妙化している中で、市民が安心して消費生活を送ることができるようにするため、相談員のより一層のレベルアップを図るとともに、被害者に相談窓口の存在を知ってもらい、気軽に相談できる環境を整備するなど、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる充実した相談支援体制を築いていく。ホームページやパンフレットのほか、様々な手法を活用しながら、庁内外を問わず消費生活センターの更なるPR強化を図り、認知度を高めていく。高齢者の消費者被害の防止に向けた取組をより効果的・効率的に行い、実効性の高いものとするため、庁内関係部署と調整を図る。新型コロナウイルス感染症や自然災害に便乗した悪質商法、詐欺については、国や東京都との連携の下、情報収集に努め、市民への注意喚起や相談窓口の周知を行う。
----------	--